

Uターン就職者等の奨学金一部返還免除

大洗町奨学資金制度により貸付を受けた大学生が、大学を卒業後、Uターン就職等により大洗町に定住した場合に、奨学金の返還金の一部を免除する制度を平成28年度より実施いたします。

◇対象

対象者は、次の要件①～④をすべて満たす者とします。

- ①平成18年度以降に採用となり、大洗町奨学資金の貸付を受け、大学を卒業後、平成28年度以降に奨学金の返還を開始する者または現在、奨学金の返還期間中である者
- ②基準日(毎年1月1日)から継続して大洗町に定住している者
- ③町内又は近隣市町村において就業している者または起業している者
- ④大洗町奨学金の返還金及び町税に滞納がない者

◇返還免除

対象者が在学中に貸付を受けた奨学金に対して、当該年度の返還額の2分の1以内の額を免除します。

ただし、その年度の返還免除額は、貸付総額の10分の1の額を上限とします。(繰上げ返還した金額は免除対象となりません)

【返還免除額の計算例】

貸付期間	①貸付額合計	②1年間の返還額 [①÷10年]	1年間の返還免除額 [②÷2]
4年	1,920,000	192,000	96,000

◇お問い合わせ先

大洗町教育委員会 学校教育課
〒311-1392
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
TEL : 029-267-5111 (内線 353)

